第1 総説

1 東京都教育ビジョン（第3次計画・一部改定）

（1）「東京都教育ビジョン」の基本理念
（2）基本理念を実現するための五つの視点
（3）東京都教育ビジョンの体系
（4）今後の教育施策における重要事項
（5）東京都が目指すこれからの教育
（6）東京都教育ビジョンの体系及び大綱との関係

2 平成30年度主要事務事業

（1）教育庁主要施策及び主要事務事業
（2）取組の方向、主要施策、主要施策項目の内容
・社会的自立を促す教育の推進/人権教育の推進
・教員の資質・能力を高める/現職教員の資質・能力の向上

3 東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標

（1）東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定について
（2）東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する策定の経緯
（3）概要

4 平成30年度東京都教員研修計画

（1）平成30年度東京都教員研修計画の策定について
（2）平成30年度東京都教員研修計画策定の経緯
（3）概要
（4）教育公務員特例法等の一部を改正する法律

5 研修・研究事業計画策定基本方針

（1）教員の経験や職層に応じた研修の充実
（2）教育における各分野のリーダーを養成するための研修の充実
（3）授業力向上等を図る研修・研究の充実
（4）学習指導要領の改訂に対応した研修・研究の充実
（5）教育課題に対応した研究の充実とその成果の活用の推進
（6）OJTや自己啓発及び研究への支援の充実
（7）関係機関との連携による研修・研究の推進
（8）次代を担う人材育成のための多様な取組の推進

6 都立高校改革推進計画・特別支援教育推進計画

（1）「都立高校改革推進計画・新実施計画」の内容
（2）東京都特別支援教育推進計画（第二期）における施策の体系

1 東京都教育ビジョン(第3次計画・一部改定)

(1)「東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)」(平成 28 年4月)の基本理念

全ての子供たちが、変化の激しい社会の中で自立して生きていくとともに、我が国や社会を発展させていくために必要な資質や能力を身に付けさせる教育の在り方について、東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)の基本理念として掲げている。

<基本理念>

社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う。

(2) 基本理念を実現するための五つの視点

基本理念を実現するため、次の五つの視点を重視して教育施策を展開する。

① 一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める。
② 「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う。
③ 変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。
④ 社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。
⑤ 学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。

<五つの視点の内容>

① 一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める。

全ての子供たち一人一人が掛け替えのない存在である。その個性や能力は、子供一人一人によって異なるものである。子供の教育に関わる者は、子供一人一人に目を向け、個々が持つ多様な個性や能力を十分に把握した上で、個々に応じた指導を、心身の発達段階を踏まえて系統的、組織的に行うことが大切である。このような指導を通して、一人一人の個性や能力を引き出し、最大限に伸ばしていく。その際には、自分の良さを肯定的に認める自己肯定感を高めることが重要である。自己肯定感を高めることは、自らの個性や能力を更に伸ばそうとする意欲や態度につながるものである。

② 「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う。

近年急速に進行する知識基盤社会化やグローバル化は、アイディアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を調和よく育むことが求められている。これらの資質や能力などは、これからの社会を自立的に生きる基盤である。子供一人一人の「知」「徳」「体」の状況や課題を十分に把握し、これらを調和よく育むよう個に応じた丁寧な指導を行う。

③ 変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

これからの社会を生きていくために必要なことは、知識・技能の習得はもとより、習得した知識・技能を活用し、課題を発見する力や、知識・技能を活用して課題を解決するた

めに必要な思考力・判断力・表現力、新たな価値を生み出す創造力等を身に付けることである。このような力は、講義形式の指導のみで身に付くものではない。読書活動や書くこと、論理的に説明したり討論したりするなどの言語能力の向上を図る取組や、学んだことを実際の生活や課題解決の場面に生かす体験的な活動などを積極的に導入することが必要である。これらの教育活動を重視し、子供の思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

④　社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。

これまでの我が国では、国や社会は誰かがつくってくれるものとの意識が強かった。これからの我が国や社会の発展のためには、一人一人が社会の一員としての自覚をもち、社会づくりの主体として、公共のために積極的に行動することが求められる。また、国際社会の構成員としての自覚をもち、世界を舞台に活躍し、信頼され、世界に貢献できる人材を育成することも重要である。実社会とのつながりを自ら体験できるボランティア活動や、我が国や他国の伝統・文化に触れる活動、世界で活躍しようとするチャレンジ精神を育むことなどを通して、社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。

⑤　学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。

学校において、上記①から④までを踏まえた教育活動を実践するのは教員である。しかし、子供の教育は、学校だけで完結するものではない。保護者は子供の教育について第一義的責任を有するものであり、子供の現状・課題について十分認識し、必要な家庭教育を行わなければならない。また、地域・社会は、次代を担う子供の育成が大人の役割であることを認識するとともに、生涯学習の理念も踏まえ、自ら学んだ知識を子供の教育に生かすなど、自らが行い得る取組を積極的に行わなければならない。このことを踏まえ、学校、家庭、地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力して子供を育てる。

(3)東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)の体系

東京都教育ビジョン（第３次・一部改定）では、「基本理念」及び「基本理念を実現するための五つの視点」を踏まえ、下表のように「知」「徳」「体」「オリンピック・パラリンピック教育」「学校」「家庭」「地域・社会」を柱として施策を体系化した。この体系に基づく各施策を推進することにより、教育基本法の基本理念の実現、東京都教育委員会の教育目標の達成を目指す。

東京都教育ビジョン（第３次・一部改定）の概念図

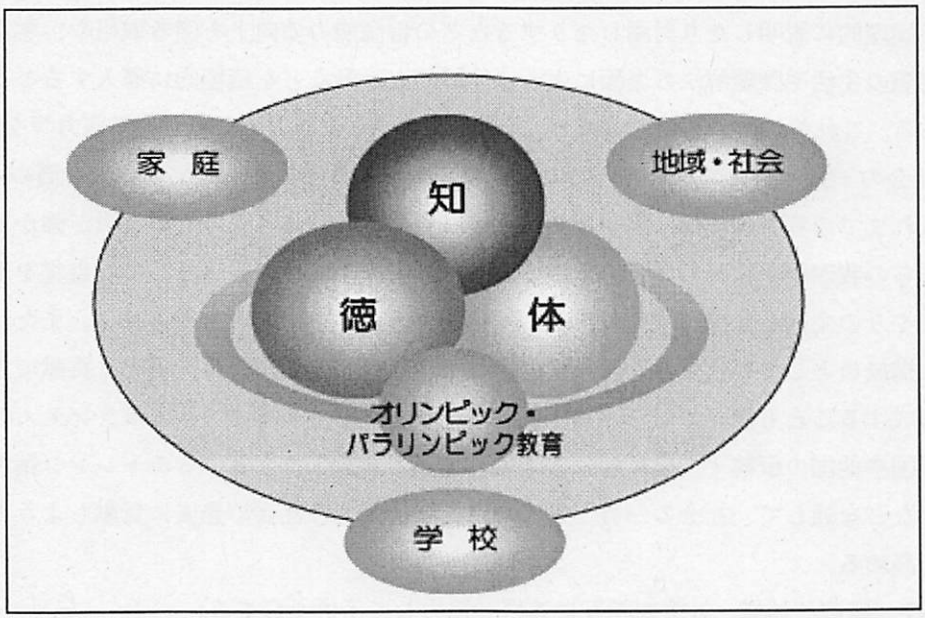

（4）今後の教育施策における重要事項（東京都教育施策大綱　平成 29 年1月）

Ⅰ 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現
Ⅱ 新しい価値を創造する力を育む教育の推進
Ⅲ 世界で活躍できる人材の育成
Ⅳ 社会的自立に必要な力を育む教育の推進
Ⅴ 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実
Ⅵ 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
Ⅶ オリンピック・パラリンピック教育の推進
Ⅷ 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

【参考】「東京都教育施策大綱」（平成 29 年１月）について、東京都は、平成 29 年１月に教育の根本的な方針となる「東京都教育施策大綱」を策定した。「東京都教育施策大綱」は、東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて、今後の東京の将来像と目指すべき子供たちの姿を掲げ、特に重要で優先的に取り組む８事項を示している。

（5）東京都が目指すこれからの教育

平成 30 年度教育庁主要施策は、東京都の教育振興基本計画である「東京都教育ビジョン第３次・一部改定）」の七つの柱・10 の取組の方向性に基づくとともに、「東京都教育施策大綱」（平成 29 年１月）の内容を踏まえ、平成 30 年度に重点的に取り組む 26 の施策を定めている。

(6) 東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)の体系及び大綱との関係

※ 重要事項○ は、「東京都教育施策大綱」に示した8の重要事項(重点Ⅰ～Ⅷ)

柱	取組の方向	主要施策
知	1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実 重要事項Ⅰ 重要事項Ⅱ	1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上 2 理数教育の推進
	2 世界で活躍できる人材の育成 重要事項Ⅲ	3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進 4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進 5 日本人としての自覚と誇りの涵養
徳	3 社会的自立を促す教育の推進 重要事項Ⅳ	6 人権教育の推進 7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進 8 社会的・職業的自立を図る教育の推進 9 不登校・中途退学対策 重要事項Ⅴ 10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築
	4 子供たちの健全な心を育む取組 重要事項Ⅴ	11 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化 12 SNS等の適正な使い方の啓発強化
体	5 体を鍛え健康に生活する力を培う 重要事項Ⅳ	13 体力向上を図る取組の推進 14 健康づくりの推進
パラリンピック教育・オリンピック	6 オリンピック・パラリンピック教育の推進 重要事項Ⅶ	15 オリンピック・パラリンピック教育の推進
学校	7 教員の資質・能力を高める 重要事項Ⅷ	16 優秀な教員志望者の養成と確保 17 現職教員の資質・能力の向上 18 優秀な管理職等の確保と育成
	8 質の高い教育環境を整える	19 都立高校改革の推進 20 特別支援教育の推進 重要事項Ⅵ 21 学校運営能力の向上 重要事項Ⅷ 22 学校の教育環境整備
家庭	9 家庭の教育力向上を図る 重要事項Ⅷ	23 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実 24 学校と家庭が一体となった教育活動の充実
地域・社会	10 地域・社会の教育力向上を図る 重要事項Ⅷ	25 地域等の外部人材を活用した教育の推進 26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実

2　平成３０年度主要事務事業

（1）平成30年度教育庁主要施策及び主要事務事業

柱	取組の方向	主要施策	主要施策項目
知	1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実	1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上	1 小・中学校における基礎学力の定着
			2 高等学校における学力の確実な定着
			3 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実
			4 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進
			5 高等学校における生徒の進学希望の実現に向けた取組の推進
			6 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進
			7 ＡＩ時代における教育の推進
		2 理数教育の充実	1 小・中学校における理数教育の推進
			2 高等学校における理数教育の充実
	2 世界で活躍できる人材の育成	3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進	1 小学校における英語教科化の推進
			2 中学校における英語教育の充実
			3 高等学校における英語教育の充実
			4 学校外における英語に触れる環境の充実
		4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進	1 国際交流の推進
			2 都立高校生の留学・海外大学進学への支援
			3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備
		5 日本人としての自覚と誇りの涵養	1 日本人としてのアイデンティティを備えた国際社会に生きる日本人の育成
徳	3 社会的自立を促す教育の推進	6 人権教育の推進	1 人権教育の推進
		7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進	1 小・中学校における考え議論する道徳の推進
			2 高等学校における都独自教科「人間と社会」の実施
		8 社会的・職業的自立を図る教育の推進	1 キャリア教育の推進
			2 防災教育の推進
		9 不登校・中途退学対策	1 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援
			2 都立学校における生徒の自立に向けた支援の取組
			3 チャレンジスクールの拡充
			4 フリースクール等民間施設・団体等との連携の推進
		10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築	1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の更なる推進
			2 高等学校における外国人生徒に対する教育環境の整備
	4 子供たちの健全な心を育む取組	11 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化	1 「いじめ総合対策【第２次】」の着実な推進
			2 自殺予防対策に関する取組の徹底
			3 スクールカウンセラー等を活用した学校教育相談及び児童・生徒支援の一層の充実
			4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化
		12 ＳＮＳ等の適正な使い方の啓発強化	1 東京都独自のルール「ＳＮＳ東京ルール」の着実な推進
体	5 体を鍛え健康に生活する力を培う	13 体力向上を図る取組の推進	1 「アクティブプラン to 2020」の推進
		14 健康づくりの推進	1 健康教育の推進
			2 アレルギー疾患対策の推進
			3 食育の推進
オリンピック・パラリンピック教育	6 オリンピック・パラリンピック教育の推進	15 オリンピック・パラリンピック教育の推進	1 オリンピック・パラリンピック教育の推進
学校	7 教員の資質・能力を高める	16 優秀な教員志望者の養成と確保	1 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成
			2 優秀な教員志望者の確保
		17 現職教員の資質・能力の向上	1 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実
			2 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上
			3 指導教諭の活用
			4 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進
			5 教職員のメンタルヘルス対策等の取組の推進
		18 優秀な管理職等の確保と育成	1 学校のリーダーを育成する支援の充実
			2 教育管理職選考制度等の改善
	8 質の高い教育環境を整える	19 都立高校改革の着実な推進	1 都立高校改革推進計画に基づく取組
		20 特別支援教育の着実な推進	1 東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づく取組
		21 学校運営力の向上	1 働き方改革を踏まえた学校運営力を向上させる取組の充実
		22 学校の教育環境整備	1 耐震化の推進
			2 トイレ整備の推進
			3 冷房化の推進
			4 ＩＣＴ環境整備の更なる推進
			5 安全対策のための防犯カメラの整備
			6 質の高い教育の推進に向けた支援等についての検討
家庭	9 家庭の教育力向上を図る	23 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実	1 学校と家庭の連携の推進
		24 学校と家庭が一体となった教育活動の充実	1 学校と家庭との連携を図る取組の充実
地域・社会	10 地域・社会の教育力向上を図る	25 地域等の外部人材を活用した教育の推進	1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」等の取組の充実
		26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実	1 小・中学校における取組の推進
			2 高等学校における取組の推進

(2)取組の方向、主要施策、主要施策項目の内容

＜取組の方向：3 社会的自立を促す教育の推進＞

【施策の必要性】

全ての人々の人権が尊重され、互いに思いやる平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養を図るとともに、規範意識や豊かな心を育むことが大切である。

また、子供たちの社会的自立を促すために、家庭や地域・社会との連携を図りながら、社会貢献への意識を育み、児童・生徒の自尊感情や自己肯定感等を高め、社会人、職業人として自立していくことができるようにする教育が求められる。

さらに、自然災害の発生時に、「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動し地域に貢献できる人材となれるよう、防災教育の一層の充実が必要である。

加えて、「小1問題」に適切に対応するための就学前教育の充実、グローバル化の進展に伴い、増加する外国人児童・生徒等に対する適切な支援を進めることも必要である。

＜主要施策：6 人権教育の推進＞

＜主要施策項目：1 人権教育の推進＞

国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

【参考】 平成30年度版「主要事務事業の概要」(東京都教育委員会発行) より抜粋

◇主要事務事業（総務部、地域教育支援部、指導部）

(1) 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

ア 研修・啓発の推進

学校教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を推進する。

(ｱ) 指導資料、啓発学習資料の作成

a 人権教育に関する実践的な手引として「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、学校の全教員等に配布する。

b 啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」を作成し、ＰＴＡをはじめとする社会教育関係者に配布する。また、次期教材ビデオの企画を行う。

(ｲ) 研修の実施

区市町村教育委員会や学校との緊密な連携の下、教職員、社会教育関係職員等に社会的自立を促す教育の推進対する研修を実施する。

(ｳ) 人権教育資料センターの運営

東京都教職員研修センター内に設置する人権教育資料センターにおいて、人権教育に関する資料を収集、整備し、映像資料の閲覧、貸出しを行う等、教育関係者等の利用に供する。

イ 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を50校程度設置する。

ウ 研究活動の推進

人権教育の充実のため、東京の実態に即した教育内容・方法の研究を進めることを目的として、次の事業を実施する。

(ｱ) 人権教育研究推進事業

(ｲ) 人権教育推進のための調査研究事業

(ｳ) 東京都教職員研修センターが行う基礎的研究

＜取組の方向：７ 教員の資質・能力を高める＞

【施策の必要性】

教員の大量退職、大量採用によってベテラン教員の指導経験やノウハウが継承されにくい状況がある中、新規に採用される教員に対し、豊かな人間性と組織人としての責任感・協調性、実践的な指導力や社会性等を育成することが求められる。

また、東京都の教育に求められる教師像にふさわしい人物を継続的に確保するとともに、新たな教育課題に的確に対応するため、選考内容・方法の改善に継続的に取り組むことが必要である。

さらに、教員全体の資質・能力の向上を図り、教員の成長を学校全体の教育力向上につなげるため、教員経験、職層等に応じた現職教員の育成、管理職としての資質・能力を有する人材の計画的な育成が必要である。

＜主要施策：１７ 現職教員の資質・能力の向上＞

＜主要施策項目：１ 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実＞

東京都公立学校の若手教員に必要とされる基礎的知識・技能の着実な定着と資質の向上を目指し、教諭としての使命感、幅広い知見、実践的指導力を得させるため、３年間で若手教員を系統的に育成することを目的として、東京都若手教員育成研修を実施する。また、教育公務員特例法の改正や新学習指導要領全面実施に向けての対応等を踏まえ、管理職候補者研修等の職層研修、東京都若手教員育成研修等の年次研修、東京教師道場等のリーダー養成研修、教員の専門性を高める研修である教科等・教育課題研修について、内容の充実を図る。

さらに、産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など教職員研修センターで実施する研修の受講が困難な教員に対し、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などを提供して、円滑な職場復帰や自己啓発を促すことを目的に研修動画を配信する。あわせて、教員が教職生活全体を見通し自らのキャリアを形成し、資質・能力の向上を図るための研修計画を設計するため、各教員が研修履歴等を確認できる「マイ・キャリア・ノート」に様々な教育情報を掲載するなどして、一層の活用・充実を図る。加えて、通所による研修の質的な向上を図り、研修受講者が主体的に視聴できる動画を制作するとともに、研修のライブ配信を試行的に実施する。

【参考】 平成30年度版「主要事務事業の概要」（東京都教育委員会発行）より抜粋

◇主要事務事業（指導部・人事部）

(1) 教員経験に応じた教員研修の充実

ア 東京都若手教員育成研修に期待される成果

(ｱ) 採用から３年間で、東京都教員人材育成方針に示された教員に求められる基本的な四つの力である「学習指導力」、「生活指導力・進路指導力」、「外部との連携・折衝力」及び「学校運営力・組織貢献力」を育成する。

(ｲ) １年次(初任者)研修では、教育公務員特例法第23条に基づき、教員に求められる基本的な四つの力である「学習指導力」、「生活指導力・進路指導力」、「外部との連携・折衝力」及び「学校運営力・組織貢献力」における基礎的・基本的な資質・能力の育成を図る。

(ｳ) ２年次研修では、教員に求められる基本的な四つの力のうち「学習指導力」と「生活指導力・進路指導力」を中心とした実践的な指導力の促進を図る。

(ｴ) ３年次研修では、教員に求められる基本的な四つの力のうち「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」の課題解決・対応力の伸長を図る。

(オ) 四つの力の各項目について、行動指針としての到達目標を設定し、そのために必要な研修項目や方法、具体的な研修内容を年間シラバスとして策定し、一定基準の力量を形成する。
(カ) 各年次に応じた到達目標に対して、年間2回の自己診断を実施することで、自己の課題を認識し改善に努める。また、課題を管理職及び指導教員も確認し、個別課題を解決していくなど、きめ細かい育成を可能にする。

イ　東京都若手教員育成研修の研修体系

(ア) 1年次(初任者)研修
a 校内における研修 180 時間
授業に関する研修 120 時間、授業以外の研修 60 時間
b 校外における研修
教育センター等における研修 半日を 10 回、宿泊研修 2泊3日、課題別研修 半日を6回

(イ) 2年次研修
a 校内における研修 30 時間
授業に関する研修 15 時間、授業以外の研修 15 時間
b 校外における研修 半日を3回

(ウ) 3年次研修
a 校内における研修 30 時間
授業に関する研修 10 時間、授業以外の研修 20 時間
b 校外における研修 半日を2回

ウ　教育公務員特例法の改正や新学習指導要領全面実施に向けての対応

教育公務員特例法の改正や新学習指導要領全面実施に向けての対応等を踏まえ、管理職候補者研修等の職層研修、東京都若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修等の年次研修、東京教師道場等のリーダー養成研修及び教員の専門性を高める研修である教科等・教育課題研修について、適切に実施する。

(2) 産休・育休中の教員等に対する動画配信の実施

産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など教職員研修センターで実施する研修の受講が困難な教員に対し、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などを提供して、円滑な職場復帰や自己啓発を促すことを目的に、教員研修の動画を配信する。

(3) 全教員の研修履歴自己管理システム「マイ・キャリア・ノート」の活用・充実

ア 目的

教員が教職生活全体を見通し自らのキャリアを形成するため、研修履歴等を確認し、資質・能力向上のための研修計画を設計する。また、校長が人材育成の観点から「マイ・キャリア・ノート」を活用し、自律的に学ぶ姿勢をもつ教員を育成するとともに、将来の管理職候補者等を発掘する。

イ 対象者

東京都公立学校全教員 約 64,000 名（管理職を含む。）

ウ 「マイ・キャリア・ノート」の主な内容

(ア) 教員経験年数、教科等の専門性に応じた情報提供
a 自動表示される研修受講履歴、教員経験年数に対応した年次研修及び専門とする教科等に応じた教科等・教育課題研修の案内と研修申込・研修受講状況確認機能
b 教員経験年数及び年齢に対応して自動表示される受験可能な各種昇任選考の案内

(イ) 生涯にわたって学び続ける教員の支援
a 今後の研修計画及び昇任選考受験予定を入力することにより、自己の研修計画等を可視化
b 大学院派遣要項等や各研究団体ホームページとリンクさせ、更に学び続ける教員の支援
c 各種昇任選考要綱、「管理職ロールモデル集」等のリーフレットの常時掲載により、キャリアアップを志す教員の発掘・支援
d e-ラーニング機能、研修動画等のコンテンツを活用・充実させ、教員の自己啓発等の支援

(ウ) 管理職の人材育成の支援
a 管理職による所属教員の「マイ・キャリア・ノート」の確認
b 教員との面談時に、「マイ・キャリア・ノート」を活用し、計画的な人材育成を実施

(4) 研修動画の制作・WEB による配信

通所による研修の質的な向上を図り、研修受講者が主体的に視聴できる動画を制作するとともに、研修のライブ配信を試行的に実施する。

＜主要施策項目：2 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上＞

都内の公立中・高等学校の外国語（英語）科指導の質的向上を図るため、外国語（英語）科教員の海外派遣研修を実施する。あわせて、平成 32 年度からの小学校での英語教科化を円滑に実施するため、小学校全科教員の海外派遣研修を実施する。また、パフォーマンステストの普及・啓発を行うとともに、生徒の「話す力」の向上を目指すため、中学校英語科教員を対象とした研修を実施する。

【参考】 平成 30 年度版「主要事務事業の概要」（東京都教育委員会発行）より抜粋

◇主要事務事業（指導部）

(1) 外国語（英語）科教員等の海外派遣研修

外国語（英語）科教員の海外派遣研修を実施する。併せて、平成 32 年度から全面実施される小学校での英語教科化を円滑に実施するため、小学校全科教員の海外派遣研修を実施する。

(2) 中学校英語科教員を対象とした研修

中学校英語科の教員が、４技能の中でも、特に発信力に関わる「話すこと」について指導方法を工夫するとともに、学習評価についても筆記テストだけでなく、スピーチやインタビューテスト等のパフォーマンス評価や観察等を取り入れていくことができるよう、中学校英語科全教員を対象とした研修を平成 29 年度からの３か年で実施する。

＜主要施策項目：3 指導教諭の活用＞

教員全体の「プロ意識」の涵養や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性と優れた指導力を有する指導教諭の任用を、平成 25 年度から都立学校で、平成 26 年度から区市町村立学校で開始し、拡充を図っている。指導教諭の活用により、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、都内公立学校全体の指導力を高めていく。

【参考】 平成 30 年度版「主要事務事業の概要」（東京都教育委員会発行）より抜粋

◇主要事務事業（人事部）

(1) 指導教諭の計画的任用

区市町村教育委員会及び東京都学校経営支援センターとの連携を図り、公立学校における指導教諭の計画的な任用を行っていく。

(2) 指導教諭の活用

都教育委員会は、各都立学校における指導教諭を活用したＯＪＴの取組状況を把握し、指導教諭の更なる活用に向けた指導・助言を行う。また、小・中学校においても区市町村教育委員会を通じて各学校におけるＯＪＴの取組状況を把握するとともに、指導教諭を活用した授業力向上に向けた取組を進めていく。

＜主要施策項目：4　「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進＞

平成 26 年１月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一掃するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施する。

また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として、「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。

さらに、実際の指導事例を映像化したＤＶＤを服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。あわせて、体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進･普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催するとともに、東京都「Good Coach 賞」により、優れた指導を実践した顧問教諭を顕彰する。

【参考】　平成 30 年度版「主要事務事業の概要」（東京都教育委員会発行）より抜粋

◇主要事務事業（都立学校教育部・指導部・人事部）

(1)「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進

ア 平成 26 年１月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一掃するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。

イ 体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化したＤＶＤを、服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。

ウ 体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進･普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催するとともに、東京都「Good Coach 賞」により、優れた指導を実践した顧問教諭を顕彰する。

エ 体罰等の実態を的確に把握するため、引き続き体罰等実態調査を実施する。

＜主要施策項目：5 教職員のメンタルヘルス対策等の取組の推進＞

教職員の精神的健康の保持向上を促進するため、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング、新任副校長を対象とした「副校長ベーシックプログラム」や、ストレスチェック等を実施し、「早期自覚」、「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策の充実を図る。
精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰及び再休職の防止を図るため、引き続き、「リワークプラザ東京」を活用し「所属学校における職場復帰訓練」を中心とする復職に向けた支援を実施する。

【参考】 平成30年度版「主要事務事業の概要」（東京都教育委員会発行）より抜粋

◇主要事務事業（福利厚生部）

(1) 教職員のメンタルヘルス対策

ア 早期相談体制の充実

精神の不調を覚えた段階で、土曜日及び日曜日に、周りの目を気にすることなく医療機関ではない場所で相談できるよう、区部と多摩地区にそれぞれ相談窓口を設置している。

イ 啓発

「こころの病」に対しては「早期自覚」、「早期対処」が重要との認識に立って、様々な啓発活動を展開する。

(ｱ) 学校等が開催するメンタルヘルスセミナー等に臨床心理士等を講師として派遣
(ｲ) 新規採用教員に対して、個別カウンセリングやセミナーを実施
(ｳ) 全教職員に啓発冊子を配布

ウ 副校長ベーシックプログラム

副校長は学校経営の要であり、副校長が不在の場合には、学校運営に多大な影響が生じる。このため、新任副校長を対象として、総合的な人材育成の一環として、カウンセリングによるこころのケアとともに、実務的な講義や演習などを内容とする「副校長ベーシックプログラム」を実施する。

エ ストレスチェック等の実施

メンタルヘルスに対する意識を高め、「早期自覚」、「早期対処」につなげる心理的な負担の程度を把握するための検査として、ストレスチェックやストレス検査を行う。

オ リワークプラザ東京を活用した復職支援

リワークプラザ東京では、精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰と再休職の防止を目的として、学校で行う職場復帰訓練に対して、精神科医である健康相談員や、臨床心理士等による復職アドバイザーを配置し、復職に向けた支援を行う。

3 東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標

(1)「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定について

東京都教育委員会は、教育公務員特例法等が一部改正され平成29年4月に施行された、同法第22条の3第1項に規定する「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を、P14～16のとおり策定しましたので、お知らせします。　　(H29.7.25 東京都教育委員会第58号議案)

(2)策定の経緯

東京都教員育成協議会（教員養成系大学の代表者、区市町村教育委員会教育長の代表、校長会の代表等で構成）を本年2月に設置し、「養成・採用・研修」を一体と捉えた人材育成の在り方等について協議を行い、指標を策定した。

(3)概要

この指標は、教員自らが生涯にわたって、キャリアに応じて求められる資質の向上に努められるように策定したものである。

- 教員（主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭）及び教育管理職（校長、副校長）が、各職層に応じて身に付けるべき能力を示した。その際、成長段階に応じて、学校組織の中で求められる役割や能力が段階的に高まっていくように示した。
- 教員に求められる能力として、学習指導力、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力、学校経営力・組織貢献力の4項目を示した。
- 教育管理職に求められる能力として、学校経営力、外部折衝力、人材育成力、教育者としての高い見識の4項目を示した。
- 教員及び教育管理職に共通して求められる項目として、教育課題に関する対応力を掲げ、職層ごとに、様々な教育課題（9項目の教育課題を提示）に対応できるよう、必要な役割と能力を示した。

【全体イメージ】

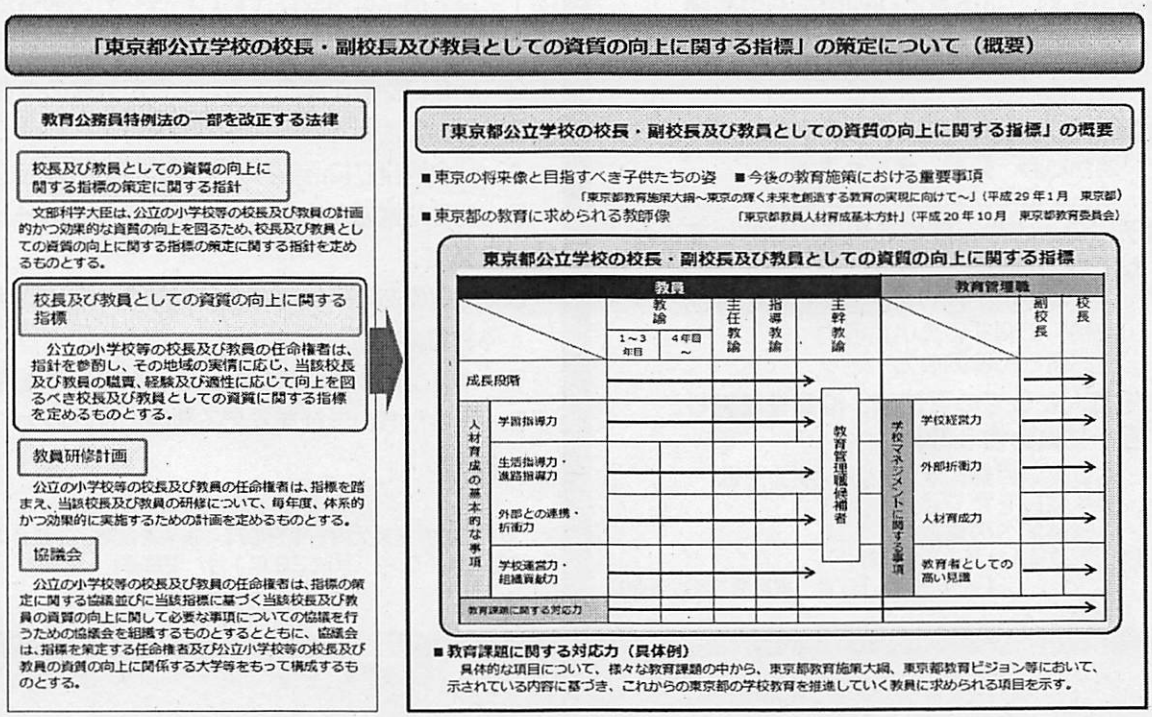

「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定について

社会状況や子供を取り巻く環境の変化に伴い、学校教育における課題は一層複雑化・多様化しています。そのため、これからの教員には、今までの指導方法を見直し、工夫・改善するとともに、保護者や地域、関係機関等と連携・協働する力の育成が必要となっています。

東京都教育委員会では、これら学校を取り巻く社会状況の変化に対応できるよう、平成20年10月に「東京都教員人材育成基本方針（平成27年2月一部改正）」を策定し、計画的に人材育成に取り組んできました。

今般、教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行により、教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長・副校長及び教員としての資質に関する指標の作成が求められています。そこで、東京都教育委員会は、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）」を策定し、教員自らが生涯にわたって、キャリアに応じて求められる資質の向上に努められるようにしました。

東京の将来像と目指すべき子供たちの姿

- □ 誰もが自ら望む教育を受けられ、可能性を伸ばせる社会の実現
- □ グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間
- □ 共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間

「東京都教育施策大綱～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～」（平成29年1月　東京都）

東京都の教育に求められる教師像

●教育に対する熱意と使命感をもつ教師
- ・子供に対する深い愛情
- ・教育者としての責任感と誇り
- ・高い倫理観と社会的常識

●豊かな人間性と思いやりのある教師
- ・温かい心、柔軟な発想や思考
- ・幅広いコミュニケーション能力

●子供のよさや可能性を引き出し伸ばすことができる教師
- ・一人一人のよさや可能性を見抜く力
- ・教科等に関する高い指導力
- ・自己研さんに励む力

●組織人としての責任感、協調性を有し、互いに高め合う教師
- ・より高い目標にチャレンジする意欲
- ・若手教員を育てる力
- ・経営参加への意欲

「東京都教員人材育成基本方針」
（平成20年10月　東京都教育委員会）

今後の教育施策における重要事項

1　全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現
2　新しい価値を創造する力を育む教育の推進
3　世界で活躍できる人材の育成
4　社会的自立に必要な力を育む教育の推進
5　悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実
6　障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
7　オリンピック・パラリンピック教育の推進
8　子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

「東京都教育施策大綱～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～」（平成29年1月　東京都）

平成29年7月
東京都教育委員会

東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標

成長段階の設定　成長段階については、教員が目指すべきキャリアステージが職層と一致するよう、その職層に応じて身に付けるべき力を示します。

教員

成長段階	教諭		主任教諭	指導教諭	主幹教諭	
	基礎形成期	伸長期	充実期			
	1～3年目	4年目～	9年目～	11年目～		
求められる能力や役割	○教員としての基礎的な力を身に付ける。 ○教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。	○知識や経験に基づく実践力を高め、初任者等に助言する。 ○主任教諭を補佐し、分掌組織の一員として貢献する。	○校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割を担当する。 ○同僚や若手教員への指導的役割を担う。	○高い専門性と優れた指導力を身に付け、都公立学校教員全体の授業力の向上を図る。	○学校運営組織における中心的な役割を担う。 ○管理職を補佐し、教員を育成する。	
教員が身に付けるべき力 学習指導力	・学習指導要領の趣旨を踏まえ、ねらいに迫るための指導計画の作成及び学習指導を行うことができる。 ・児童・生徒の興味・関心を引き出し、個に応じた指導ができる。 ・主体的な学習を促すことができる。 ・学習状況を適切に評価し、授業を進めることができる。 ・授業を振り返り、改善できる。		・児童・生徒の主体的な学習を促し、若手教員の模範となる授業ができる。 ・若手教員の指導上の課題を捉え、助言・提案等ができる。 ・授業改善や授業評価について、実態や課題を捉え、解決策を提案できる。	・自らの授業を積極的に公開するとともに、自校又は他校の求めに応じて授業を観察し、指導・助言することができる。 ・教科指導資料等の開発、模範となる教科指導のための教材開発等を行うことができる。	・年間授業計画の実施状況を把握し、学年主任や教科主任に指導・助言できる。 ・学校全体の年間授業計画や授業改善推進プラン、個別指導計画、評価計画等を作成することができる。	
教員が身に付けるべき力 生活指導力・進路指導力	・児童・生徒と信頼関係を構築して、授業、学級での規律を確立できる。 ・生活指導上の問題に直面した際、他の教員に相談しながら解決できる。 ・児童・生徒の状況に応じたキャリア教育の計画を立てることができる。	・他学年や他学級の生活指導上の問題について、共に対応したり、効果的な指導方法について助言したりできる。 ・児童・生徒の個性や能力の伸長及び社会性の育成を通して自己実現を図る指導を行うことができる。	・若手教員が抱える課題に気付き、解決に向け指導・助言することができる。 ・児童・生徒に自己有用感をもたせることができる。 ・自校の課題について、解決策を提案することができる。	・児童・生徒の観察や他の教員からの情報収集に基づき、自校の生活指導・進路指導の課題を捉え、管理職と連携して、改善策を提案し、実行することができる。 ・指導方針や指導方法の徹底に向け主任教諭等への指示や連絡・調整を行うことができる。 ・児童・生徒の個性や能力を把握し、自己実現に向けた生活指導・進路指導の計画・実施を行うことができる。		
教員が身に付けるべき力 外部との連携・折衝力	・課題に応じて保護者や地域、外部機関と連携を図り、学年主任の助言に基づいて、解決に向けて取り組むことができる。 ・保護者会等の進め方を理解し、保護者に伝える内容を整理するとともに、信頼関係を構築することができる。	・保護者・地域・外部機関と協働し、課題を解決することができる。 ・学校からの情報発信や広報、外部からの情報収集を適切に行うことができる。	・外部機関等に対し学校の考えを明確に示すとともに、情報収集を適切に行うなどして、円滑な関係を築くことができる。 ・保護者・地域・外部機関と協働し、教育活動をより高いものにできる。	・保護者・地域・外部機関からの苦情や要請に対して、円滑かつ迅速な対応を図ることができる。 ・模範授業及び公開授業を実施し、教科等の指導技術を普及することができる。	・外部への情報発信や広報について、管理職と連携して、ねらいに基づいた計画を立て、実施することができる。	
教員が身に付けるべき力 学校運営力・組織貢献力	・組織の一員として校務に積極的に参画できる。 ・上司や先輩へ適切に報告・連絡・相談するなど、円滑なコミュニケーションを図り校務を遂行できる。	・担当する校務分掌についての企画・立案や改善策を提案できる。 ・上司や同僚とコミュニケーションを図りながら、円滑に校務を遂行できる。	・主幹教諭を補佐し、職務を遂行するとともに、担当する校務分掌の職務について、教諭等に指導・助言ができる。 ・学校の課題を捉え、校長・副校長や主幹教諭に対応策等について提案できる。	・各会議や校務を遂行する場において、校長の経営方針を周知徹底し、学校運営を行うことができる。 ・教科指導力向上に必要な研修や校内研究等の企画を提案し、実施できる。	・校務分掌全体の進行管理や分掌間の調整をするとともに、管理職と十分協議して学校運営をすることができる。	
教育課題に関する対応力	・教育課題に関わる法的な位置付けや学習指導要領の記述を確認するなどして課題に対する知見をもち、主体的に対応することができる。	・教育課題についての理解を深め、主任教諭を補佐し、分掌組織の一員として、課題解決のために貢献できる。	・教育課題に関する校務分掌での重要な役割を担い、主幹教諭を補佐するとともに、同僚や若手教員に対して適切な助言ができる。	・教育課題について高い専門性と優れた指導力を身に付け、学校組織における中心的な役割を担うとともに、管理職を補佐し、教員の対応力向上に関して適切に指導・助言できる。		

教育管理職候補者

○副校長として必要な学校運営ができる力を身に付ける。
○自校の課題について、管理職の視点から解決策を立案できる。

学校マネジメント能力	
学校経営力	・学校経営方針に基づき、担当した分掌における課題について解決策を提案し、教職員を支援・指導して課題を解決できる。
外部折衝力	・学校に対する保護者等からの要望や苦情に副校長と共に対応し、解決することができる。
人材育成力	・学校の課題解決に向けて、研修等について管理職に提案し、教職員を指導・育成することができる。
教育者としての高い見識	・東京都教育委員会及び所属する区市町村教育委員会の教育目標や教育施策について学び、日頃の教育実践に生かしている。
教育課題に関する対応力	・教育課題についての正しい認識に基づき、自校の問題点に気付き、管理職に解決策を提案し、課題解決に向けた進行管理を行うことができる。

教育管理職

求められる能力や役割	副校長	校長
	○学校経営の視点で、組織目標の達成や人的管理ができる力を身に付けるとともに、所属職員の人材育成について責任をもつ。	○教育者として高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる力を身に付けるとともに、副校長等の人材育成について責任をもつ。
学校マネジメント能力 学校経営力	・校長の経営方針を踏まえ、学校が組織として機能するよう、全教職員を適材適所に配置して、課題を解決できる。	・学校経営目標達成のため、学校経営上の課題を早期に把握し、課題解決のため、組織的に学校改革を推進することができる。
学校マネジメント能力 外部折衝力	・保護者や地域、関係機関の意見や要望を的確に把握し、外部人材活用や関係諸機関との連携を積極的に進めて、校長の助言を受け、適切に対応できる。	・保護者や地域、関係機関等との信頼関係を築き、適切に外部人材を活用した学校経営ができる。
学校マネジメント能力 人材育成力	・校長と共に授業観察等を積極的に行い、全教職員の適性や能力を把握し、個々の職員に合った人材発掘と人材育成ができる。	・人事考課制度を有効に活用し、教員の能力開発を行うとともに、副校長や管理職候補者等の人材発掘と人材育成ができる。
学校マネジメント能力 教育者としての高い見識	・研修や自己啓発を通して、学校の危機管理、学校マネジメントや経営哲学等を学び、実践することができる。	・教育に対する地域、保護者等都民の期待や保護者のニーズを把握し、高い見識や教育理念に基づいた学校経営を行い、期待に応えることができる。
・教育課題についての高い見識をもち、自校の教育目標の実現に向けて適切に対応することができる。解決に向けた目標設定を行い、的確に役割指示と組織編制を行い、見通しをもって進行管理及び評価・改善することができる。		

指標の「教育課題に関する対応力」の具体的な項目について、以下のとおり、様々な教育課題の中から、東京都教育施策大綱、東京都教育ビジョン等において示されている内容に基づき、これからの東京都の学校教育を推進していく教員に求められる項目を示しています。

なお、各教育課題の解決に実際に取り組んでいく教員と、各教育課題の解決に向けた指導・助言及び組織的な体制づくりを推進する教育管理職とに分けて示しています。

教育課題	教員	教育管理職
グローバル人材の育成	・児童・生徒に対して、日本人としての自覚と誇りを涵養し、豊かな国際感覚を醸成することができる。 ・児童・生徒に対して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成できる。 ・児童・生徒に対して、相手の意図や考えを的確に理解した上で、論理的に説明したり、反論・説得したりする能力を育成できる。	・グローバル化についての高い見識をもち、自校の教育活動において、豊かな国際感覚を醸成する指導ができているかを把握し、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。
人権教育の推進	・児童・生徒一人一人の人権に配慮して指導することができる。 ・児童・生徒が人権課題について正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消しようとする態度と実践力を育む指導ができる。	・人権尊重についての高い見識をもち、自校の教育活動において、様々な偏見や差別等をなくす指導ができているかを把握し、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。
道徳教育の推進	・児童・生徒に、他者への思いやりや、かけがえのない生命を大切にする気持ちを育むことができる。 ・よりよく生きるための基盤となる道徳性を、児童・生徒自らが考え、議論し、行動しながら身に付けられる指導ができる。 ・学校、家庭、地域が連携し、子供たちの豊かな心の育成を図ることができる。	・児童・生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を身に付けることができるよう、教育活動全体及び保護者や地域、関係機関等と連携して子供たちの豊かな心の育成を図ることができる。
不登校に関する事項	・児童・生徒にとって魅力ある学級をつくり、豊かな人間関係を育むことができる。 ・不登校の予兆についての気付き、積極的な声掛けや関わりなど、未然防止とともに初期段階での改善・解消に取り組むことができる。 ・不登校になったきっかけや継続理由を把握し、その児童・生徒に必要な支援を保護者や関係機関と連携を図りながら行うことができる。	・不登校及び不登校傾向の児童・生徒とその保護者に対する必要な支援や関係機関等との連携について高い見識をもち、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。
障害のある子供たちの多様なニーズへの対応	・障害のある児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するために、児童・生徒の実態を的確に把握して適切な指導・支援ができる。 ・本人・保護者と合意形成を図り、障害のある児童・生徒一人一人に対して合理的配慮ができる。	・特別支援教育についての高い見識をもち、自校の教育活動において、必要な合理的配慮等が組織的に行われるよう、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。
いじめに関する事項	・いじめや自殺等の防止に向けて、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の具体的な取組を組織的に推進することができる。 ・児童・生徒の主体的な行動を促す指導を、保護者や地域・関係機関等と連携しながら組織的に行うことができる。	・いじめ等を早期に把握し、保護者や地域・関係機関等とも連携しながら解決に向けて組織的に対応する教員集団を育成することができる。
情報教育の推進	・児童・生徒に、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を育成することができる。 ・授業において、ＩＣＴを効果的に活用することにより、児童・生徒の学力の向上を図ることができる。 ・ＩＣＴを活用して校務の効率化を図ることができる。	・情報教育についての高い見識をもち、自校の教育活動において、ＩＣＴを効果的に活用した指導ができているかを把握し、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。
オリンピック・パラリンピック教育の推進	・オリンピック・パラリンピック教育の目的や内容を正しく理解し、組織的・計画的に推進することにより、児童・生徒に対して重点的に育成すべき５つの資質を身に付けられるようにすることができる。 ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を通じ、児童・生徒一人一人の心と体に人生の糧となるレガシーを形成するための指導ができる。	・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を通じ、児童・生徒一人一人の心と体に人生の糧となるレガシーを形成させるためにはどのような教育活動ができるかを構想し、自校の教育活動において組織的に推進することができる。
学校安全に関する事項	・学校の安全管理について、教職員間の情報共有を確実に図りながら自身の意識を高めるとともに、事件・事故に対して、迅速かつ的確に判断し、対応することができる。 ・児童・生徒一人一人の健康状況等を確実に把握し、食物アレルギー等に対する知識・理解を深め、適切に対応することができる。 ・児童・生徒に対して、防災に関する知識、思考力、判断力や行動力、危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を身に付けられるようにすることができる。	・施設等の安全管理、事件・事故への対応、食物アレルギー等の学校の安全管理に関する高い見識をもち、安全管理に対して組織的に対応する教員集団を育成するとともに、適切な判断・指示を行うことができる。

「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定について
東京都教育委員会　平成 29 年 10 月　　東京都教育委員会印刷物登録　平成 29 年度第 93 号
編集・発行　東京都教育庁人事部職員課
　　東京都教育庁指導部指導企画課
所 在 地　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
印 刷 会 社　株式会社モモデザイン

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

4 平成30年度東京都教員研修計画

(1)平成30年度東京都教員研修計画の策定について

新しい知識や技術の活用により社会の進歩や変化のスピードが速まる中、学校教育の更なる充実を果たすためには、その中核を担う教員一人一人の資質・能力の向上が、強く求められます。

東京都教育委員会は、平成20年10月、「東京都教員人材育成基本方針」、「ＯＪＴガイドライン」、「校長・副校長等育成指針」を策定しました。現在、それぞれ改正を加えて、「東京都教員人材育成基本方針」(平成27年2月一部改正)、「ＯＪＴガイドライン」(平成27年10月第3版)、「学校管理職育成指針」(平成25年5月改正)とし、若手教員及び教育管理職・主幹教諭の計画的な育成を図ってまいりました。

国においては、平成28年11月に「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」が公布されるとともに、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画を策定することが義務付けられました。

東京都教育委員会では、これまでの東京都の取組を踏まえ、平成29年7月、教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長・副校長及び教員としての資質に関する指標である「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を策定し、教員自らが生涯にわたって、キャリアに応じて求められる資質の向上に努められるようにしました。この「平成30年度東京都教員研修計画」は、その指標を踏まえて策定したものです。

この教員研修計画では、時代の要請を受け、東京都のこれまでの人材育成に関する取組を「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づいて作成しました。「ＯＪＴ」、「Off－ＪＴ」、「自己啓発」の三つの手段の目的や意義について整理するとともに、教員研修を総括しました。これらを活用することで、教員一人一人が、それぞれのキャリアに応じて計画的に研修や自己啓発に取り組み、資質・能力の向上を図ることができます。

人材育成・能力開発を推進する意識を、校長・副校長はもちろんのこと、教員一人一人が明確にもつことで、教員の資質の向上に資する取組のより一層の充実が図れるよう、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」と併せ、この教員研修計画の活用をお願いいたします。

(H29.10.26 東京都教育委員会第17回定例会　報告事項)

(2)平成30年度東京都教員研修計画の策定の経緯

平成29年7月に策定した「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を踏まえ、教員養成課程を有する大学関係者、区市町村教育委員会教育長、校長会等の代表で構成した「東京都教員育成協議会」で協議を行い、「平成30年度東京都教員研修計画」を作成した。

(3) 概要

「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づき、教員一人一人が、それぞれのキャリアに応じて計画的に研修や自己啓発に取り組み、資質・能力の向上を図ることができるよう、「OJT」、「Off－JT」、「自己啓発」の三つの手段の目的や意義について整理するとともに、職層別教員研修計画を作成した。

1.「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」について

2.教員の人材育成について

3.教員研修計画の活用について（「マイ・キャリア・ノート」を活用した研修計画作成の支援等）

4.職層別教員研修計画

5.自己啓発について

(4) 教育公務員特例法等の一部を改正する法律

○ 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、校長及び教員の資質の向上に関する指標の策定に関する指針を定めなければならない。

○ 校長及び教員としての資質の向上に関する指標

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標を定めるものとする。

○ 教員研修計画

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画を定めるものとする。

○ 協議会

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会を組織するものとする。協議会は、指標を策定する任命権者、公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関係する大学等をもって構成する。

【全体イメージ図】

「平成 30 年度東京都教員研修計画」の策定について

●校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（文部科学大臣）
●校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定
●教員研修計画の策定
●協議会の設置
「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」より

「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」
（平成 29 年７月策定　東京都教育委員会）

平成 30 年度東京都教員研修計画（概要）

1「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」について

●東京都の教育に求められる教師像
●今後の教育施策における重要事項
●東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標
●教育課題に関する対応力の具体的な項目　　等　(P3~6)

2　教員の人材育成について

（1）教員の人材育成の全体像
（2）「ＯＪＴ」について
（3）「Ｏff－ＪＴ」について
（4）「自己啓発」について
(P7~8)

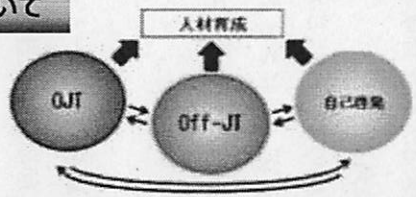

3　教員研修計画の活用について

（1）教員の学びを子供の指導につなげる
（2）「マイ・キャリア・ノート」を活用した研修計画作成の支援
(P9~10)

4　職層別教員研修計画

（1）教員研修計画「教諭」
（1 年目～3 年目）
（2）教員研修計画「教諭」（4 年目～）
（3）教員研修計画「主任教諭」
（4）教員研修計画「指導教諭」
（5）教員研修計画「主幹教諭」
（6）教員研修計画「教育管理職候補者」
（7）教員研修計画「教育管理職」
（副校長）
（8）教員研修計画「教育管理職」
（校長）
(P11~18)

	ＯＪＴ（例）	Ｏff－ＪＴ（例）
学習指導力	・指導教諭等、他の教員の授業を参観する。	・若手教員育成研修等で、教科の指導方法の理解を深める。
生活指導力・進路指導力	・生活指導主任や進路指導主任等による講義や助言を受ける。	・若手教員育成研修等で、生活指導や進路指導の内容・方法についての理解を深める。
外部との連携・折衝力	・指導教員等から連携や折衝の方法等について相談しながら業務を遂行する。	・若手教員育成研修等で、生活指導や進路指導の内容・方法についての理解を深める。
学校運営力・組織貢献力	・校務分掌の部会等で、自分の担当した職務について、指導を受けながら、校務に参画する。	・若手教員育成研修等で組織的な業務の進め方の知識・理解を深める。
教育課題への対応力	・教育課題に関わる法的な位置付け等を確認し、主体的に対応できるよう理解を深める。	・教育委員会が主催する教育課題に関する研修会や講習会等で知識・理解を深める。

教員研修計画「教諭」(1 年目～3 年目)の例

5　自己啓発について

（1）教員及び教育管理職としての専門性向上に関するもの
（2）東京都職員としての資質向上に関するもの
（3）東京都教職員研修センターでの自己啓発の支援に関するもの
（4）その他　　(P19~22)

6　東京都教育委員会研究指定校等、教員の資質・能力に関する委員会　等

(P23~29)

研修履歴 自己管理システム **マイ・キャリア・ノート**

・教職経験年数、教科の専門性に応じた情報提供
・昇任選考要項、リーフレット等掲載による学び続ける教員への支援
・研修動画の配信等自己啓発の支援

ログイン　東京都教職員研修センターホームページ

マイ・キャリア・ノートへの掲載及び活用

●教員個人での活用
・現在身に付けるべき力を確認
・教科等の研究団体の研究会に参加　等

●校内での活用
・管理職が所属職員の研修計画を確認し、指導・助言
・校内研修や研究活動の推進　等

東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上

5 東京都教職員研修センター研修・研究事業計画策定基本方針

教職員研修センターでは、東京都教員人材育成基本方針及び東京都公立学校教員研修体系の再編・整備に係る基本方針に基づき、教員の経験や職層に応じた研修を実施し、組織の一員として求められる力を育成するとともに、教科等や教育課題への対応など、教員としての専門性を高める研修・研究を充実させます。また、人材育成の３つの手段(通所研修《Off - ＪＴ》・ＯＪＴ・自己啓発)の関連を図った研修運営を推進します。(H25.11.28 研セ企第 183 号)

(1)教員の経験や職層に応じた研修の充実

経験や職層に応じて身に付けるべき力を育成する研修や、組織人としての意識を啓発し、組織貢献力や折衝力を身に付け組織的課題解決ができる人材を育成する研修を推進します。

(2)教育における各分野のリーダーを養成するための研修の充実

教科等・教育課題、行政課題、授業力向上等の学校の実情に応じた課題解決能力と、高い専門性を有するリーダーを養成する研修をさらに充実・発展させます。

また、教職大学院、東京教師道場、東京都教員研究生等の修了者が、研修の成果を生かし学校や各地域の研修・研究を充実させることを推進します。

(3)授業力向上等を図る研修・研究の充実

教員の授業力や生活指導力等の向上を図るため、職層や教員一人一人の能力・ニーズに応じた研修・研究をより一層推進します。また、東京都若手教員育成研修の充実を図ります。

(4)学習指導要領の改訂に対応した研修・研究の充実

新学習指導要領の内容理解や、改訂の理念を実現するための教育実践に役立つ実効性のある研修・研究を充実させます。

(5)教育課題に対応した研究の充実とその成果の活用の推進

社会現象や学校の実情に対応した教育課題の研究を充実するとともに、その成果を活用した研修の充実や、教育情報の提供を推進します。

(6)OJTや自己啓発及び研究への支援の充実

都立学校における ICT の全校配備を踏まえ、優れた教育実践や多様な教育情報の提供など、カリキュラムセンター機能の充実や、学校のニーズに対応した都教委訪問の実施により、校内研修などの OJT、教員の自己啓発や研究などに様々な支援をします。

(7)関係機関との連携による研修・研究の推進

区市町村教育委員会、認定研修団体等の関係教育団体、教育庁各部、学校経営支援センター、関係大学等との協力・連携を強化し、一層効果的できめ細かい研修・研究を実施します。

(8)次代を担う人材育成のための多様な取組の推進

東京未来塾（注；東京未来塾は、平成 26 年 3 月 31 日に閉塾しました。）や東京教師養成塾の事業をとおして、日本の将来を担いうる改革型リーダーの育成や次代の東京都の教育を担う高い志をもった教員の養成段階からの育成を一層充実させます。

6 都立高校改革推進計画・特別支援推進計画

(1)「都立高校改革推進計画・新実施計画」の内容

Ⅰ 次代を担う社会的に自立した人間の育成

2 グローバル人材の育成

(2)豊かな国際感覚の醸成

エ 次世代リーダー育成道場の充実

都立高校生に海外留学を経験させる「次世代リーダー育成道場」において、海外留学に必要な語学力、問題解決能力、チャレンジ精神等を更に高めるとともに、日本の伝統や文化の理解を深めるため、国内事前研修を充実していきます。また、海外で学ぶ意欲を高めるために、留学フェアの開催及び専用ホームページでの情報提供を行い、海外経験の有用性を積極的に発信するとともに、新たな支援策について検討していきます。

項目	第一次実施計画	新実施計画		
次世代リーダー育成道場の充実	24 年度～ 27 年度	28年度	29年度	30年度
	第1期生～第4期生留学	第5期生留学	第6期生留学	第7期生留学

Ⅲ 質の高い教育を支えるための環境整備

2 教員の資質・能力の向上

(2)研修の充実と強化

イ 英語科教員の指導力・英語力向上のための研修の実施

生徒の言語活動の充実と英語の4技能にわたる総合的なコミュニケーション能力を育成するための指導力向上を目的とした研修や、英語で行う授業のための英語力向上を目的とした研修を実施します。

項目	第一次実施計画	新実施計画		
英語科教員の指導力・英語力向上のための研修の実施	24 年度～ 27 年度	28年度	29年度	30年度
		教員の英語力を高める研修を実施	⇒	⇒

ウ 都教職員研修センターにおける教員の研修内容の充実

「アクティブ・ラーニング」やICTを活用した指導法などに関する教科等の研究を行い、生徒に主体的・協働的な学びを促し、思考力・判断力・表現力等を育成する指導法を開発し、それを研修内容に反映させることで普及を図っていきます。

項目	第一次実施計画	新実施計画		
都教職員研修センターにおける教員の研修内容の充実	24 年度～ 27 年度	28年度	29年度	30年度
	研究機能の在り方の検討			
	教科等研究の実施	教科等研究の実施	⇒	⇒
	研修内容への反映	研修内容への反映	⇒	⇒

エ 進学指導研修の実施

進学指導の実践力向上のため、各進学指導重点校の取組や教員の授業実践の報告、次期高等学校学習指導要領を踏まえた系統的な指導の在り方や大学入試改革に関する最新の情報等を盛り込むことなどにより、進学指導研修の一層の改善・充実を図ります。

項目	第一次実施計画	新実施計画		
進学指導研修の実施	24 年度～ 27 年度	28年度	29年度	30年度
		進学指導研修の一層の改善・充実	⇒	⇒

(2)東京都特別支援教育推進計画(第二期)における施策の体系

施策の方向性／施策	取組分野	個別事業	年次計画

Ⅱ　小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の推進

2 都立高校等における特別支援教育の充実

(1)都立高校等における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備

⑤高等学校特別支援教育コーディネーター研修等の実施

29年度	30年度	31年度	32年度
高等学校特別支援教育コーディネーター研修の実施 特別支援教育コーディネータースキルアップ研修の実施			

⑥島しょ地域の都立高校における特別支援教育の充実

29年度	30年度	31年度	32年度
「都教委訪問(島しょ教育研修)」の実施を通じた専門性の向上			

Ⅳ　特別支援教育を推進する体制の整備・充実

1 専門性の高い教員の確保・育成

(1)大学等と連携した質の高い人材の養成・確保と教員の柔軟な配置

①東京教師養成塾等を活用した人材養成

29年度	30年度	31年度	32年度
教師養成塾の充実、採用前実践的指導力養成講座の活用			

(2)専門性の向上に向けた研修の充実と研究活動の活性化

②特別支援教育に関する研修の充実

29年度	30年度	31年度	32年度
特別支援教育コーディネータースキルアップ研修、 高等学校特別支援教育コーディネーター研修 職層研修等の実施			

③小学校、中学校教員対象の特別支援教育に関する研修の充実

29年度	30年度	31年度	32年度
都教委訪問、センター的機能、異校種間人事交流等の活用			

④島しょ地域の教員の専門性向上への支援

29年度	30年度	31年度	32年度
「都教委訪問(島しょ教育研修)」の実施を通じた専門性の向上			

⑦東京都教職員研修センターによる教員の授業づくり等の支援

29年度	30年度	31年度	32年度
特別支援教育に関する教員からの相談対応、所蔵資料等の充実			

⑨教員による特別支援教育に係る研究活動の活性化

29年度	30年度	31年度	32年度
教育研究普及事業による研究活動の活性化 美術・音楽の教科指導充実のための研究活動の促進			